

## 琴浦町総合教育会議会議録

日時 平成27年7月27日（月）午後4時00分～午後5時05分  
場所 琴浦町生涯学習センター 第1会議室  
出席者 山下一郎町長、石前富久美教育委員長、高塚良平教育委員  
前畑一子教育委員、田中宣彦教育委員、小林克美教育長  
欠席者 なし  
その他出席者 岩船教育総務課長、戸田社会教育課長、長尾人権・同和教育課長  
高力教育総務課課長補佐  
傍聴人 1名

### 議事日程

- 日程第1 開会あいさつ
- 日程第2 琴浦町総合教育会議の運営について
- 日程第3 協議
- (1) 琴浦町教育大綱(案)について
  - (2) 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策について
    - ①教育分野における施策
    - ②社会教育分野における施策
    - ③人権・同和教育分野における施策
  - (3) 町政全体から取り組む施策について
- 日程第4 閉会

## 平成27年 第1回琴浦町総合教育会議概要記録

### 会議内容の記録

開会 午後4時00分

教育総務課長 第1回琴浦町総合教育会議を開催したいと思います。開会にあたりまして、山下町長から一言ご挨拶をいただきます。

#### 日程第1 開会あいさつ

山下町長 座ったままであいさつをさせていただきます。第1回琴浦町総合教育会議ということであります。今、報道等なされている中にありまして、私たちは色々なことを考えたり感じたりそして実践をしていく必要があると考えております。その将来を担う子どもたちが夢と希望をもって日々過ごせるようなそういうことを全体としてどういう風に取り組んでいくのかが今、問われております。それは決して新しいことではなく、これまでもそういうことが問われ続けてきています。今後とも情報共有をして本当のことを話し合い、前向きに課題を解決するために率直な意見交換の中で対応していく必要があると思っております。お互いに勇気をもって判断をし、勇気をもって行動することが重要であります。互いに同じ思いを持ち、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。以上です。

教育総務課長 ありがとうございます。それでは教育委員会を代表して石前委員長にご挨拶をお願いいたします。

石前委員長 本日は琴浦町総合教育会議第1回ということになります。この春に制度が変わってこのような会をもつということになりました。日々私たちがずっと行っていること、教育委員会としてやっていること、これを町長と一緒に共通理解していきながらまた、新しい琴浦町教育を考えていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

#### 日程第2 琴浦町総合教育会議の運営について

教育総務課長 ありがとうございます。それでは2つの項目につきまして私の方から説明をしたいと思います。琴浦町総合教育会議の運営要項について、事前に配布した資料には付けさせていただいたのですが本日の資料には付けておりません。4月に教育委員会で策定していただいたものですが、先ほどもありましたように地方教育行政法が改正になって4月1日から施行されました。その中に総合教育会議を設置して大きな教育の大綱をきちんと町長がセットして教育を進めな

さい、ということになりました。これは、大津の自殺事件に関して、行政の対応の曖昧さから出たところで、事象によっては地方自治の方にも関わることとなります。自治体の代表たる地方公共団体としての長である町長も、関心をもって教育行政に関わるようにということが方向づけられたものであります。それを受けて今回の総合会議ということにいたしております。この大綱の策定についてはこれまで全国的にみると教育方針なるものが定まってないところもあったということで、それではいけないということで、全国教育長会等できちんとしなさいよということが位置づけられたものであります。説明会の中ではすでにあるところはそのものをそのまま活かして位置づけてもよいということが示唆されておりますので、基より琴浦町については町の総合計画の理念、方向性、スローガン等を受けた形でのこの教育施策、基本方針となっております。ですので、そのものを活かした形での大綱策定ということに位置づけたいと思っております。そういった部分での今日の会議であります。年に2回としたのは、まずは6月期には新しい事業が動き出してしばらくのところですから、当該年度の重点目標等がもし変更の必要があればその年度で見直しをしていく。そして、11月期というのは、予算要求編成の前の段階ですから、当該年度事業をやってみて中間的な評価の中で、次の年の年度に取組むべき施策、重点課題、そういったものについての共通認識とか基礎認識を持ちたい、という位置づけの中で年に2回という設定にしております。せっかくの町長と教育委員さんとの懇談の場ですので出来るだけ忌たんのないところで現状と、それから執るべきところの思いを出し合ってもらえれば良いなという位置づけにしております。基本的には年2回の位置づけでこの総合教育会議をもつということを伝えておきたいと思っております。以上です。この時点でご質問等があれば受けておきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは早速、総合教育会議は町長の主催する会ですので、この後の進行につきましては町長の方で進めていただいて、舵とりをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

### 日程第3 協議

#### (1) 琴浦町教育大綱(案)について

山下町長

それでは議事に入ります。日程に従って進めさせていただきます。3番の協議ということで、大きく3つのことについて協議、意見交換をします。はじめに、琴浦町教育大綱案について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

お手元に琴浦町教育大綱の案を配布させていただいています。

はじめに、(1)は教育大綱策定案背景と趣旨ということで、先程申し上げた法的背景等を申し上げたところでございます。琴浦町は、総合計画というものを作っております。そのことを踏まえての位置づけだということを(2)に書き上げております。(3)の実施期間ですが、今年度から3年間を一つの目途にさせていただきます。ただし、重点施策等を含めて毎年度社会情勢を踏まえたかたちでの協議調整は行っていききたいととらえております。

大きな2ですけども、琴浦町教育大綱ということで、スローガンになりますが、琴浦町の将来図は、総合計画からピックアップしたもので、「自然と歴史が調和した心豊かなふるさと未来」ということでございます。基本理念も総合計画に書いてあるもので、「自然と調和した住みよい環境のまち」以下、同文です。基本施策ですが、セクションごとに分けての5つのテーマでして、「未来を拓く地域産業のまちづくり」という部分から、産業部分から自治の部分まで5つうたっております。その中で大きな3琴浦教育ビジョンとしておりますが、分野別に2項目ピックアップしております。「誇り高く心豊かな人を育むまちづくり」教育文化部分に特化したスローガンです。「健やかで思いやりのあるまちづくり」福祉と人権に特化した部分です。教育委員会では、人権・同和教育の係がありますので、そこを教育ビジョンとして掲げております。4に、琴浦町の教育基本目標ですが、A・B・Cと書いておりますのは、分野別にまとめた部分で重点事項を特に毎年度見直しをしております。表題のところだけを読みます。A共に学びあい高めあい『幸せ』感じるまちづくり。これは教育整備生涯学習の推進を軸にした部分でして、学校教育も含めての全体的な地域の教育力を高めていきたいと思いますというフレーズになっています。Bふるさとを愛し、未来を拓く琴浦っ子の育成です。社会教育活動、学校教育活動の、いわゆる小中学校の連携ももたせながら地域に根ざした琴浦教育活動を進めていきたいと思いますということをあげております。C誰もが安心して暮らせる、人権を尊重するまちづくり。人権・同和教育課を主体としながら全ての人権分野に係る教育活動を幅広く展開していきましょうという3つの大きな分野を掲げております。これは、琴浦町教育関係要覧の琴浦町教育構想図にあるもので、これを大綱として置き換える部分で、文言もそのものが載せてあります。繰り返しになりますが、琴浦町総合計画を踏まえた中での教育ビジョンをピックアップして、教育大綱に位置づけたいという思いです。

山下町長

これは一年ごとに作るものですか。

教育総務課長 重点事項は一年ごとに見直しを図っております。

山下町長 今の琴浦町教育大綱案について、資料に基づいて簡潔に説明がなされたところですが、このことについて意見交換ということで、みなさんからご質問、ご意見をいただきたいと思います。いわば、教育大綱の中の一番基本的な理念等が書かれているところなので注意深く見ていただきたいと思います。

教育総務課長 教育長から少し補足していただいたらよろしいかと思います。

小林教育長 教育大綱というのは、抽象的な表現がしてあるのですが、細かい具体的なものを決めるのではなく、大きな教育の方針等を定めるものです。こういう事業をするという事細かいものではなく、方向性を出すものなのでこういう表現がしてあります。内容についてはまた具体的に検討しなければならないと思います。教育の方向性を示すものであるという位置づけになると思います。

石前委員長 要覧は、私たちはいまこう手にしているのですが、大綱というのはどういうものになるのですか。

教育総務課長 それは、今後においては、要覧の教育構想図というページを大綱という表現に置き換えさせていただいて、来月の議会報告会にこのことを報告していきたいと思っています。

石前委員長 大綱の位置というのもここですか？

教育総務課長 そうです。

山下町長 大綱という表現を使うのは今回初めてですか。

教育総務課長 はい。法改定に基づくものです。

山下町長 考え方、支援の仕方としては、この内容の上位に位置するもので、抽象的な表現ではありますが、理念や根本的な方針、考え方がここに書いてあるということですね。この方針を受けて、いろいろな展開が出てくるということですね。

教育総務課長 はい。

山下町長 この大綱の中でも1番のポイントは何かですか。

教育総務課長 困ったときには理念に戻るとというのが基本ですので、全てにおいて困ったら上位の法律とか、上位の考え方、それで上位を求めていくということですから、基本理念のところには書いていることです。教育部分においては琴浦教育ビジョンの、誇り高く心豊かな人を育むまちづくりという部分と、健やかで思いやりのあるまちづくり、いわゆる人権部分と福祉部分。そこが教育行政の集約されたところですが。

山下町長 わかりやすく言うと、教育という教育大綱の根本は、琴浦教育ビジョンになると考えて良いですか。

教育総務課長           そこがよりどころというかたちになります。

小林教育長           教育基本法の中に、教育の目標のようなものが書いてありますが、教育の目的とは人格の形成だというようなことが書いてあります。人格というのは、大綱の、心豊かな人であるとか、思いやりのある人であるとか、そういう風な知識を蓄えるとか、副町長がよく“知恵を出せ”とおっしゃいますが、知識を蓄えることが教育ではなくて、人づくり、優しい心や思いやりのある心といった人格形成が知識の伝達を通して育っていく。こんなことをしたけどそれをどんなことに使おうとか、これを悪いことにも使えるわけですけども、人に役立つことに使おうとか人のために使おうと思える人格を育てることが人づくりである教育である。と思っています。知識を伝達するのですが、それをどう使ったらいいのか、どういうふうに活かしていったらいいのかというのが教育の本当の目的ではないかと思っています。そのために、それぞれの分野でどこを重点的にやるかを年度ごとに考えていくということになります。

山下町長           基本理念とか基本施策とか細かくありますが、わかりやすく言えば、今は琴浦教育ビジョンのことだということまで理解して良いですか。

教育総務課長           そうです。

山下町長           他にみなさんから何かご質問はありませんか。

                  そういたしますと、(1) 琴浦町教育大綱の案については了承していただけますか。

                  (全員異議なし)

                  琴浦町教育大綱の案については了承いただきました。

                  (2) 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策について

山下町長           それではつぎに、(2) 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策について3本の柱になっていますが、これについて各課から説明をお願いします。

教育総務課長           それではまず教育総務課から、取り組んでいる2項目の大きな課題についてお話しします。1点目は特別支援教育の体制整備で、議会の中でも支援を要する子どもたちが2倍くらいになっていると話をしていますが、実際小学校等の計画訪問をしていく中で、なかなか学級運営がしがたい状況もあります。それは、特徴を持った子どもたちが勝手に自分の行動することによって教師の手がそちらに取られてしまうという状況の中で、本来の学級経営が出来がたい状況もあります。医療による認定を受けた子どもは支援学級での取組みが出来るのですが、認定を受けていない子どもについては通常学級に入っているわけでし

て、そういった子どもさんがクラスの中で違った動きをされることによって学級経営が出来ていないといった実態がございます。これは計画訪問で町内の各学校を見ていくのですが、委員さんの中からも如実にそのあたりの認識をお持ちだということです。教育行政課題としては、そういった人的体制を整備していくことが必要であると思っています。2点目は、ICT整備ですが、パソコンを各学校校務用で教員に1台ずつ、各教室に1台ずつ、タブレット端末を何台か入れてきています。施設、機器整備を図ってきているのですが、次には使う側の資質がまだ備わっていない状況にあります。我々も新しい機器を手にしたときにはすごいなと思うのですが、なかなか使い勝手がわからなくて運用が図りきれないという状況があります。教育総務課としてはその2点、学校現場でいかに活用を図ってより効率的で効果的な授業を進めるかというのが大きな課題だと捉えています。たくさんありますが今回はこの2点を説明しました。

山下町長

つづいて社会教育課お願いします。

社会教育課長

社会教育課は2つの柱を説明させていただきます。1つは生涯学習、スポーツを通じた健康づくりです。生涯学習の考えとして学習は教育分野に限らず、他の部局や民間団体などいろいろな分野で行われています。それについて便宜調整を図っていくというのが1つの考え方です。ここに示したものは、特に今年度、健康対策課、福祉課と連携したもので、具体的には、3課で、健康寿命を延ばす対策や認知症対策等を、頭を使ったり交流をしたり、体を使ったりして同じ方向性で事業を展開していくという考えです。もう1つは、文化財保存活用推進です。町内にはたくさんの遺跡をはじめ文化財があります。最近ですと昨年大高野遺跡が国の史跡になりました。斎尾廃寺跡の特別史跡が1つ、国史跡が船上山を含めたくさんの史跡があります。今年度は、赤崎台場も追加して意見具申を7月に出しております。また、宮木の池田家についても今年度新たな動きとして調査を開始しております。学術的な調査を深め、それを保存し次に伝えること、保存をするだけでなくいかに多くの人に活用していただくことを基本的に考えております。今後、町内にある大きなこの遺産を次の子どもたちに引き継ぐとともに、故郷を掘れる資産ということで考えています。これを今年度の2つの柱として考えています。以上です。

山下町長

つぎに、人権・同和教育課お願いします。

人権・同和教育課長

人権・同和教育課も2つあげております。推進体制の整備と充実、推進者の確保と資質の向上という2点です。1つ目の推進体制につきましては、行政と、委託をしている町の同推協、各地区の同推協の連携によりこの人権・同和教育の推

進体制を整えているところですが、住民主体の取り組みとして、以前から活動していただいていた各地区同推協の存続が危ぶまれているのが現状であります。特に、中山間部、高齢化の進んだ人口の少ないようなところについては体制がなかなかとれないということで、解散してもいいのではないかという声もあがっているのが現状です。今後の取り組みとしては、各地区の会長さんとの話し合いも含めて、行政職員の関わりをもっと密にしていくようなかたちで、存続を考えていきたいと考えています。いまの推進体制にも関わってきますが、推進者の確保については、行政職員の資質の向上や、住民の方で地域の指導者、推進者として主体的に活動していただける方の確保、資質の向上が必要であると考えております。何年か前からですが、ファシリテータ養成講座という指導者向けの講座を開いておりますが、毎回参加していただいているのが15名程度の方々でして、もっと人数を増やしてその方たちに町内の懇談会等での推進者として活動していただけるような形にもっていったらと将来的には思っております。以上です。

山下町長            ありがとうございます。それぞれ簡潔に説明していただきましたけれども、それについて意見や質問はありませんか。

                      教育の条件整備など重点的に講ずべき施策について、それぞれ2つずつあげるとそれぞれの分野ではこうなったわけですね。

教育総務課長        はい。

山下町長            何かご意見やご質問はありますか。

教育総務課長        教育委員さんからは、計画訪問の感想等そういった部分でもよろしいかと思えます。

山下町長            せつかくのことであります。限られた時間ではありますが疑問点なり課題、意見等あるかと思えますので出していただければと思います。

高塚委員            各学校を回りまして、ICTの整備と利活用で、各学校でかなり温度差があると感じました。それは先生によっては使うことが苦手な方もあり、どのようにしたら教育のために便利に使えるかということ、先ほど教育総務課長が言われたように機器の整備と合わせて人の教育も必要だと思えます。学校でこのような温度差があるのはよくないのではないかと思います。

山下町長            これは、ICTのハードウェアなどの整備というのはお金をかければできるのだが、最新最強のマシンを揃えるというのは、教育の本来の目的ではなく、素朴なものであってもソフトウェアで中学生にとっての教育を目的としたICTの整備をという考えですね。業務用やビジネスでは次元が違うわけで、教育

的な所に力点を置いたものが必要だと思います。

高塚委員 I C Tを使って効率的にみんなが理解できる授業ができればというものです。新しいものでなくてもいいのだが、それを上手く使えるよう先生の教育をしてもらえたらと思っています。

石前委員長 結局、I C Tを使うことによって子どもたちが先生に注目し、授業に集中できる部分があると思います。授業の中で、ここでI C Tを使えば子どもたちにわかりやすく説明できるという場面があると思います。整備とありますが、利活用ということで多くの先生方に使いこなしていただきたいと思います。授業の中に上手に取り入れてもらいたいと思います、I C Tを使っているときは子どもたちがすごく集中すると感じます。そういうことがI C Tを使って色々な場面で出来るといいですね。整備はたくさんしていただいているけど、使いこなせていないというところが1番のポイントだと思います。

山下町長 教育現場の中のI C Tはすごく日常的に浸透していると思いますが、有効に活用しきれていない先生は現実にはかなりいるのですか。

前畑委員 計画訪問では、先生によっては、I C T機器を使って教材を次々と映し出し、子どもたちもうなずきながら授業に集中している。反面、中にはただ映すだけという先生もいらっしゃる。先生の勉強会みたいなものがあつたら良いのではないかと思います。学校の中でも授業研究はされているけれども、そういうことをもっと琴浦町内でも共有していってもらいたいと思います。先生方も忙しいでしょうが、大事なことだと思います。

山下町長 中学校の教育としてのI C Tというのは、コンピューターの一番基本となる操作をすとか何かを作ってみる、ということですか。ワードやエクセルを操作するということですか。

教育総務課長 そういう事とは違います。カリキュラムの中でより効果的に、視覚的に教育効果をねらうということです。画面に映して拡大して見せる等です。

石前委員長 教科書の写真だけでは見えない、たとえば動きや変化などの部分が見えてくるということです。

教育総務課長 画面に映すことで、画像や動画から学ぶことが出来るわけです。ポインタで示すことで皆が注目し、気付きがある。教育テクニックのようなものです。

山下町長 インターネットを使って授業することもありますか。

教育総務課長 はい。インターネットから教材を取り出すことも現にやっています。

小林教育長 子どもたちに教えるということではなくて、先生がどう使いこなすかということだと思います。I C T機器がもっている機能を使いこなすことが必要だと



人権・同和教育課長 琴浦町としては基本的には人権教育を進めています。ただ、呼称として、人権・同和教育という言い方をしています。その理由としては、国が定めている「人権教育・啓発に関する基本計画」の中で、重要な人権問題として同和問題をあげています。琴浦町の中でもまだまだ同和問題というのは解決していかなければならない問題で、それを忘れてはいけないという意味で、呼称として同和という言葉を使っています。基本的には、どこの町も行っているような、人権教育というのが基本ではあります。

山下町長 その他みなさんの方から何かご意見はありませんか。

文化財について、社会教育課長どうですか。

社会教育課長 社会教育としては、文化財の価値を確かなものにしていくということをメインにしております。活用ということでは社会教育だけではなく、観光という面で商工観光課や観光協会もありますし、民間の団体もあります。そういうものと連携し、宣伝していく。もう1つ、文化財プラス何か、文化財ではなくてもいろいろなものと関連づけてやっていくことが必要だと思っています。生涯学習の考えと近いのですが、連携、調整がますます必要であり推進すべきことだと思っています。

山下町長 その他ご意見はありますか。では、つぎの町政全体が取組む施策についてお願いします。

教育総務課長 先程、町長が健康は町民共通の課題と話されましたが、たとえばそういった町長の思いを教育委員のみなさんに披露願って、共通の認識をもっていただければと思い、協議事項としてあげさせていただきました。町長が町政を預かる中で信念とか心情とかを教育委員さんに紹介されてもよろしいかと思えます。

山下町長 時間に限りもありますので、ここは、委員のみなさんの方で今感じておられることを聞かせていただくのが良いかもしれませんが、やはり重要なことは健康や、あるいは将来を担う子どもたちなので、ある程度思い切った政策が必要になると考えています。どの町も行っている政策ではなくて、未来を担う子どもたちのための政策としてもう一段高いレベルでの政策というものがあっていいのかなと今思っています。これは、地方創生事業が終わったからといって終えられるものではない政策になると思います。一旦こういう支援をしますよとなると、地方創生事業はなくなっても、町としてはずっとやっていくことになるものです。よく言われるもので、保育料の第2子は無料にしてしまう方が良いのではとか、高校生の定期券の助成をしてはどうかなど、ほかの町でやらないようなことをやってみるのが良いとの提言もありました。もちろんそういう気持ちもありま

すが、経常的な経費がずっと必要となるということも考えなければいけません。そういう思いにある程度応えるような形が良いとは思っています。「JRのスーパーまつかぜを赤碕駅に停めください」と言ったら簡単には「はい」とはおっしゃらないと思いますが、それが浦安駅になるのか、赤碕駅になるのかはともかくとして、米子鳥取間の約1時間の間の1分か2分をどちらかの駅に停まっても良いと思いますね。高等特別支援学校もありますし、特急列車をぜひ停車させてくださいとずっと要望はしてきています。旧赤碕町ときにはスーパーはくとを貸し切ったりもしてきました。時間がかかってもぜひそうしたいと思います。

石前委員長 教育とは関係ない話にはなりますが、町の施策で、新婚家庭に住宅資金の助成があり、いいものがあるなどと思って見たのですが、制限がたくさんあって、たとえば最近では40歳で独身の方も結構いらっしゃるのに、40歳で切られてしまうのですよね。そこがネックかなと思います。

山下町長 結局、結婚のときに新居をどこにするかによって決まってしまうじゃないですか。琴浦にこういうメニューがありますということで、新婚家庭に対する支援というのが、地方創生の中で取り組めたらと考えます。

石前委員長 両人が40歳だったので、一人が40歳ならばあるかもしれないですね。

小林教育長 新婚というのが引っかかりました。新婚でなくても結婚で良いのではないかなと思いました。40歳以上でも、新婚でなくても良いのかなと思います。

石前委員長 もう1つは、進学奨励金について、大学にも広げていただけたらありがたいなと思いました。金額がかなり上がってくるとは思いますが。

山下町長 ひとつは、高校生の奨学金についてもいま所得制限を設けていて、もっと所得制限を下げた対象者を広くするのが良いのか、限られたお金を、高校生の多くの人が対象になるかたちが良いのか、高校生は今の基準にしておいて大学等に新たなものを作るのがよいのか、また、進学奨励金4,000円を5,000円にした方が良いのか、4,000円の対象になるのは所得制限があって、そのハードルをもっと低くして対象者を増やすというのが良いのか、あれこれするのが良いには良いのだけれども、限られた予算の中でどれを最優先にしたら良いのかを考える必要があります。場合によっては、これも、あれもやった方が良いということになるかもしれません。

人権・同和教育課長 いま、調査をしているところです。ご存じのとおり、進学奨励金は同和対策事業から始まっているものですので、いま現在、進学率について格差があるのかどうかということ調査しています。各学校、文化センターで過去3年間の進学率の推移を調べているところです。その中で、人権・同和教育課として考えて

いるのは、まだ格差が残っているという状況であれば、継続を考えないといけませんし、ただ、子どもの貧困対策という部分で考えますと、格差があるにしても一般対策かということも考えないといけないかなと思います。そこで、標準的な数字になりますが、県の、高校から大学・専修学校への進学率を単純にかけると、課税標準額を100万円以下とした場合、高校で進学奨励金を受けとっておられる方を対象になりますが、その方たちが大学・専修学校に進学された場合どのくらいの予算がかかるかと考えたら、毎月8,500円で県の進学率をかけた場合に約800万円かかります。

石前委員長           今の2.5倍くらいになりますね。

人権・同和教育課長   そうですね。それが、予算的に大丈夫なのかどうか、地方創生の中で補助金をいただいている間は大丈夫かもしれないですが、それがなくなって、以後も維持できるのかを考えないといけないと思います。継続か、一般対策か、別の貸付事業かを含めて考えていかないといけません。いま現在、毎月8,500円で助かっているという意見をいただいています、大学・専修学校になるとお金が結構かかるものですから、ひと月当たりいくらくらい本当は必要なのかを考えながら、貸付けを考えないといけないと考えています。まだ途中の段階ですが。

石前委員長           貸付けとなると、今度は返済が発生するので、金額が少なくても給付にしてしまう方が良い場合もありますね。

小林教育長           それは4年間の想定ですか。

人権・同和教育課長   大学は4年間、専修学校は2年間です。あと、教育総務課長が話しておられたことがありますよね。

教育総務課長           琴浦町の、林原育英奨学金に限らず、日本育英奨学金とか県の育英奨学金を借りた人が、琴浦町にUターンして就職した場合に、償還金を助成する制度。Uターンの促進をするために、地元就職したときには、そういう支援もできるのではないかという話です。貸付金額を単に増やすのではなく。これは他県がやっていることなのですから、そういった支援の仕方もあるということです。

人権・同和教育課長   そういった部分を含めると、貸付けというのも考えてもいいのかと思っています。

山下町長           貸付けは仮に無利子にしても、返さないといけないわけですからね。そこに、条件として、卒業後は琴浦に住みます、就職しますということで、給付することも検討してみることになりそうですね。地方創生事業というのは、そういったことをやってみてはどうかということですね。

教育総務課長           いろいろな奨学金の支援関係も考えたことがあります、琴浦町に全て就職

すべきパイがあるかというとなかなか難しい現状があります。琴浦町に居住して仕事先が県内であるということも1つの要素かと考えます。これまでほかの事例の中でそういった論議をしてきております。

山下町長

いま町内でも、ハローワーク等で出しているけれど、人が集まらないと悩んでおられる会社が結構ありますね。職業の選択の中で、働いて本当にお金を稼ごうということであれば、働くところはあるのはあります。

予定していた時間も経過しました。今日は色々と意見交換をさせていただきました。これを踏まえて、特に地方創生を考える中であっては、ある程度挑戦的な取組みをあえてしていくということも必要なことだと考えております。今後、しっかりと取組んでいくように挑戦をしてみようと思っております。ありがとうございました。

日程4 閉会

教育総務課長

それでは以上で琴浦町総合教育会議を閉会します。

午後5時05分閉会